

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	三重県
3. 市区町村名	四日市市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.yokkaichi.lg.jp/www/contents/1001000000222/index.html">http://www.city.yokkaichi.lg.jp/www/contents/1001000000222/index.html</a>

執行機関名 四日市市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	四日市市子どもの医療費の助成に関する条例(昭和48年四日市市条例第7号)による子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		四日市市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例別表第一 第3の項 四日市市子どもの医療費の助成に関する条例(昭和48年四日市市条例第7号)による子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	四日市市子どもの医療費の助成に関する条例(昭和48年四日市市条例第7号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 すべて国民は、 <u>児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。</u> 2 <u>すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。</u>	第1条 この条例は、子どもの保護者に対し医療費の一部を助成することにより、 <u>子どもの保健の向上に寄与するとともに、児童福祉の増進を図ることを目的とする。</u>

⑦独自利用事務の関連規範

四日市市子どもの医療費の助成に関する条例(昭和48年四日市市条例第7号)  
四日市市子どもの医療費の助成に関する条例施行規則(平成13年四日市市規則  
第30号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	四日市市子どもの医療費の助成に関する条例(昭和48年四日市市条例第7号)第3条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	医療費助成について、対象児童であることの実状についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 イ	四日市市子どもの医療費の助成に関する条例(昭和48年四日市市条例第7号)第3条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等(児童福祉法第六条の二第二項の小児慢性特定疾病児童等をいう。以下この条において同じ。)若しくは医療費支給認定基準世帯員(児童福祉法施行令(昭和三十二年政令第七十四号)第二十二条第一項第二号イの医療費支給認定基準世帯員をいう。以下この条において同じ。)に係る生活保護実施関係情報	医療費助成について、対象児童及び同一世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ	四日市市子どもの医療費の助成に関する条例(昭和48年四日市市条例第7号)第3条 四日市市子どもの医療費の助成に関する条例施行規則(平成13年四日市市規則第30号)第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等、その保護者(児童福祉法第十九条の三第一項の保護者をいう。以下この条において同じ。)又は医療費支給認定基準世帯員に係る市町村民税に関する情報	医療費助成について、保護者に係る市町村民税に関する情報

事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号	四日市市子どもの医療費の助成に関する条例(昭和48年四日市市条例第7号)第10条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の五第二項の医療費支給認定の <u>変更に関する事務</u>	医療費助成について、医療費支給認定の <u>変更に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号 ハ	四日市市子どもの医療費の助成に関する条例(昭和48年四日市市条例第7号)第3条 四日市市子どもの医療費の助成に関する条例施行規則(平成13年四日市市規則第30号)第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童等、その保護者又は医療費支給認定基準世帯員に係る市町村民税に関する情報	医療費助成について、保護者に係る市町村民税に関する情報

備考	
----	--